

令和6年度第1回台東区障害者福祉施策推進協議会 議事録

開催日時	令和6年7月30日（火曜日） 18:30～20:30
開催場所	台東区役所 10階 1001会議室
出席者	委員 小川委員長、佐々木副委員長、桑原委員、城所委員、川又委員、松田委員、星野委員、伊藤（恵）委員、中村委員、飯塚委員、田崎委員、角田委員、山下委員、見城委員、野坂委員、伊藤（玲）委員、河井委員、石野委員、長岡委員、山口委員、鈴木委員、前田委員、水田委員、佐々木委員
	その他 [障害福祉課] 庶務担当係長2名、総合相談担当係長2名、給付担当係長 [松が谷福祉会館] 松が谷福祉会館長、庶務担当係長2名、障害者デイサービス担当係長、こども療育担当係長2名、社会参加援助担当係長、自立支援担当係長 [(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当] 区民部参事（(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当）、(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長
	事務局 [障害福祉課] 障害福祉課長、庶務担当係長、職員2名 [保健予防課] 保健予防課長、精神保健担当係長2名
欠席者	中墓委員、折山委員
傍聴	0名
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 新委員の委嘱及び紹介 3 委員長の選出 4 副委員長の指名 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区の障害福祉施策等について <ol style="list-style-type: none"> ①令和5年度台東区障害者地域自立支援協議会の実施状況について ②令和5年度障害支援区分審査会実施状況について ③令和5年度障害者施設等の事故報告の受付について

	<p>④令和5年度台東区における障害者虐待にかかる相談・通報・届出件数について</p> <p>⑤令和5年度障害者差別解消にかかる相談件数について</p> <p>⑥トワイライトサービスおよび在宅障害者支援（入浴サービス）について</p> <p>(2) 第6期台東区障害福祉計画（令和3～5年度）について</p> <p>①第6期台東区障害福祉計画における数値目標とサービスの状況について</p> <p>②第6期台東区障害福祉計画における主要事業の実施結果について</p> <p>(3) その他</p> <p>6 閉会</p>
<p>配布資料</p>	<p>資料1 台東区障害者福祉施策推進協議会委員名簿</p> <p>資料2 台東区障害者福祉施策推進協議会設置要綱</p> <p>資料3 令和5年度台東区障害者地域自立支援協議会の実施状況について</p> <p>資料4 令和5年度障害支援区分審査会実施状況について</p> <p>資料5 令和5年度障害者施設等の事故報告届出件数について</p> <p>資料6 令和5年度台東区における障害者虐待にかかる相談・通報・届出件数について</p> <p>資料7 令和5年度台東区における障害者差別にかかる相談件数について</p> <p>資料8 トワイライトサービスおよび在宅障害者支援（入浴サービス）について</p> <p>資料9 第6期台東区障害福祉計画における数値目標とサービスの状況について</p> <p>資料10 第6期台東区障害福祉計画における主要事業の実施結果について</p>

— 議 事 内 容 —

(1) 区の障害福祉施策等について

① 令和5年度台東区における障害者虐待にかかる相談・通報・届出件数について

.....資料6

委員 資料6の補足説明資料に、令和元年から令和5年度の通報の件数が出ている。令和4年度までは増えていたが、令和5年度だけ下がっている。上がっているのは、虐待に関する周知がされて通報義務があるという理解が広まったと考えられる。なぜ今年度は下がったのか。

障害福祉課 断定の要因の分析はできないが、令和3年度や令和4年度は施設利用者に対する虐待について通報調査を行った案件がある。ひとつの事業所の中で複数名の利用者に対する虐待や不適切な支援がみられた。そのため、事業所数としては大きな前後はないが、施設当たりの人数が多く認定されたため、令和3年度、令和4年度が増となったと推察している。

委員 そのため令和5年度が減ったように見える、と。

委員長 特定の施設で虐待等があり、単にその件数が高かったようだが、令和5年度が減であるのは複数の要素があるとも思う。

自治体によっては、虐待・事故・差別等の件数の報告だけで終わる協議会もある中、本会では、現場・地域で起きていること、障害のある人がどんなことについて差別と感じているのか、いくつかの事例で共有することが必要と思いい、紹介をお願いしている。

今回2件ずつピックアップしているが、その基準はあるのか。

障害福祉課 障害者の虐待については類型ごとに一つ一つ事例を挙げたものとなっている。虐待の内容の重要度などではなく、引き続き報告を行っているものや、その後の支援や経過を見守ることを主眼にしたケースを報告している。

委員長 差別のところについては、区の役割や調整などの動きが分かり参考になった。指導的な関わりが難しい案件はあると思うが、法律の趣旨を説明し、相互に対して調整をする役割もうまく果たしているように思う。

② トワイライトサービスおよび在宅障害者支援（入浴サービス）について 資料8

委員 トワイライトサービスの利用対象や人数は決まっているか。

松が谷福祉会館 対象や人数を含めて検討している。

委員 東京都の見解によれば、松が谷福祉会館のデイサービス利用者は同施設内で実施するトワイライトサービスが使えない。そのため、デイサービス利用者はデイサービスの時間延長での対応を考えているという認識でよいか。

松が谷福祉会館 区としては、東京都の見解を踏まえ、ニーズに応えるためにそのような形での対応を考えている。

委員 現在通所している全員が対象となるのか。

松が谷福祉会館 委員	基本はそのように考えている。 東京都の見解では執務室やトイレの共用は可能とのことだが、これは職員用トイレのことをいっているのか。
松が谷福祉会館 委員	お見込みのとおり。 アンケートは、以前松が谷福祉会館の利用者に対して実施したものは別の内容という理解で良いか。
松が谷福祉会館 委員	お見込みのとおり。松が谷福祉会館利用者に限って実施するものではない。 以前のアンケートは、時間延長等の項目はあったものの情報が全くなかった。中身のことが分からない状態でのアンケートだったため、分かる範囲で良いので今回はしっかり情報を提供してほしい。親は皆それぞれ考えがあり全員がトワイライトサービスや時間延長を必要としているとは思えない。トワイライトサービスというものは親が仕事の時に預けるものであって、現状、松が谷福祉会館に通所している人はみな成人であり、これから自立していかなければならないため、少しの時間預けるとするのはその場しのぎでしかない。成人になると様々なライフスタイルの人がいるため、その方々が自立していくための支援・制度を作してほしい。トワイライトサービスによって生活しやすくなる方もいると思うが、いろいろな意見があるので親の意見をしっかりと聞いていただきたい。 また、トワイライトサービスは有料、松が谷福祉会館の時間延長については生活介護の枠組みで利用料がかからない。そうすると同じ区民、同じ障害者にも関わらず有料と無料で不平等に思えるため、いかがなものか。これからアンケートをとるとのことなのでその中で聞いていただきたい。
松が谷福祉会館 委員長	トワイライトサービスの利用料は発生するものと考えている。調査方法をご指摘いただいた点を含め検討する。制度設計にも生かしていきたい。 トワイライトサービスについて、実際の利用者や事情を把握している人には分かると思うが、資料のみでは分かりにくい部分もあるため、補足をしていただきたい。想定されている対象、ニーズ、想定している時間帯など。
松が谷福祉会館 委員	現時点の想定としては、生活介護や福祉作業所の通所時間帯終了後、夕方の居場所づくりとして実施したいと考えている。おおむね15時30分に終了するところが多いかと思うので、それ以降の時間に実施時間を設定していきたい。対象については、今後検討していく。
松が谷福祉会館 委員	トワイライトサービスはデイサービスと動線を分けるということだが、フロアはどうするのか。 フロアについても、意見を踏まえて検討中。
松が谷福祉会館 委員	トワイライトサービスを(仮称)北上野二丁目福祉施設でなく違うところに作れば、現在松が谷福祉会館に通所している利用者も皆トワイライトサービスに通えるのではないかと。そうすれば、あえて時間延長をする理由もないのではという意見もある。
委員	トワイライトサービスについて、日中一時支援としては想定していなかった。台東区が独自に実施するもので、子供たちが利用できるものが良いと思っ

ている。日中一時支援だと利用日数が限られる。学齢期は放課後等デイサービスを使っていることから、トワイライトサービスの話が強調されているように思う。学齢期の子供たちの放課後等デイサービスの利用件数が多いため、（仮称）北上野二丁目福祉施設ひとつで補うのは難しいことは、親も分かっている。

そのような課題に対して区が取り組んでいこうということなので、日中一時支援ではなく、台東区方式を確立してほしいと思っている。前回の会議で突然日中一時支援という話が出てきた。自分達が思い描いているものではないと感じたため、進め方について細かく報告していただけるとありがたい。

松が谷福祉会館

「（仮称）北上野二丁目福祉施設基本計画」の中で、日中一時支援と掲載したが、日中一時支援と決定したわけではないため、意見を踏まえてどちらの実施方法が良いか検討していきたい。

委員

学齢の時点では放課後等デイサービスを利用することで親が働けるという保障があったが、成人し作業所等に通うようになると、遅くとも16時には終わってしまうので親が離職したという例が出てきた。

このような状況に対応するために相談支援では、在宅のヘルパーを日替わりで18時30分まで入れることで親が働ける状況を作っている。家族が働ける環境を作るとは利用者の生活を保障することにつながる。現在の課題については、日中一時支援のような既存の制度に当てはめて解消できるものではないと思う。

先々、国が認めるであろう大人の放課後支援のような事業に先駆けて、区が独自で事業を実施して欲しい。東京都の見解では我々が求めていることの実現は難しいと思われるため、区として決断していただければと思う。

今回の報酬改定について、就労支援B型事業所については好転した。しかし生活介護事業所については、延長支援に対して拡充と言っているが延長支援することがどれほど大変かを国が本当に理解しているか疑問。今までは（仮称）北上野二丁目福祉施設でトワイライトサービスを実施するだけと思っていたが、資料8からは区内の事業所に対して努力を課しているように感じたので、もう少し検討していただきたい。

松が谷福祉会館

放課後等デイサービスを受けていた方が卒業後に夕方支援がなくなってしまうという課題認識は同じようにある。延長支援加算については、事業所に延長を強いるという意図ではなく、事業所の反応も含めて知りたかったというところである。そういった意見を聞くためのアンケートでもあると考えている。

委員

アンケートの対象を伺いたい。自身の子供が高校1年生、特別支援学校に通っており、放課後等デイサービスも利用していた。子供の自立は大事だが、親が働けることで収入を得てきたため、今の世代は現状のサービスがベースとなっている。放課後等デイサービスを長時間利用できる保護者の中には、職場で要職に就く方もいる。トワイライトサービスのニーズが増えると今後施設の増設も必要になってくると思う。そこで、トワイライトサービスの在り方に

松が谷福祉会館	<p>ついて、今回のアンケートの対象者が気になった。</p> <p>具体的にはまだ決定していない。このようなところに聞いた方が良いという意見があればぜひ伺いたい。</p>
委員	<p>特別支援学校の高校1年生～3年生の親にとっては喫緊の課題である。手をつなぐ親の会の保護者等を対象にしたらいいと思う。</p>
委員	<p>相談支援事業所に聞くといいと思う。相談支援という立場から様々な意見が出てくると思う。就労支援B型事業所からはトワイライトサービスについてあまり意見を聞かない。声が上がっているのは生活介護が多く、生活介護利用者には聞くべき。予測するに若い世代の親御さんからのニーズが高い。どんな種類のサービスを必要としているか聞くべき。</p>
委員長	<p>トワイライトサービスについては重要なディスカッションがなされた。放課後等デイサービスを利用していた障害者が成人になったあとも同様のサービスが必要とされている。それは、親の就労形態が変化し共働きが増えているため。これに対しどうカバーするのか国や都の感度がまだ高くないところ、他自治体等と比較して、台東区は積極的に議論していると感じている。</p> <p>地域の実情に合った動きもできているが、今回もう一工夫が必要な段階であると気付けた。この問題は第7期台東区障害福祉計画のどこで扱われるものか。</p>
松が谷福祉会館	<p>90ページNo.77学校卒業後の夕方支援。</p>
委員長	<p>読み上げはしないが、全員確認しておいて欲しい。この協議会は、当計画のモニタリングをする立場。具体的な意見交換の他、計画に沿って実行しているかを確認することも重要。今日の委員からの発言を踏まえ、事務局には「様々な意見を聞くこと」「都度報告すること」の2点を念頭に進めてほしい。</p>
委員	<p>当事業所では、生活介護80名の他短期入所も実施している。実状として、ショートステイにおいて強度行動障害がある者と松が谷福祉会館から来る重症心身障害者が同じ場所で生活しており、事故のリスクが高いと感じている。当協議会には、サービス提供事業者の立場で参加している。相談支援専門員の経験から、トワイライトサービスの必要性は重々承知しているが、事業者の立場としては危険性が高いと感じている。障害者が安心・安全に利用できる環境整備は必要。</p> <p>また、トワイライトサービスを利用する際は、生活介護事業所からどのように送迎するのか、移動支援は利用できるのか等も気になる。先ほど生活介護の時間延長の話があったが、職員の採用が厳しい状況である。日中の時間帯の採用はできても、夕方以降の時間帯の採用は非常に厳しい。本当は遅番のシフトを組みたいが、超勤で対応せざるを得なくなっている。新規事業は大事なものはあるが大変な部分もあるので、事業所の意見も聞いていただき、共に検討していきたい。</p>

(2) 第6期台東区障害福祉計画（令和3～5年度）について

① 第6期台東区障害福祉計画における数値目標とサービスの状況について ……資料9

② 第6期台東区障害福祉計画における主要事業の実施結果について ……資料10

委員	資料9の6ページ、児童発達支援について。施設も利用者も増えている、計画の見込みよりも上がっている状況ということは、2～3年度には放課後等デイサービスの利用者が増えることになる。足りる見通しはあるのか、区の状況としてはどうか。
障害福祉課	放課後等デイサービスは現状も利用者多数により空きがない状態が続いており、今後も需要があると想定、整備の必要性を感じている。民間の事業者からの相談もあり年々施設は増えている。そういった動きとニーズを併せてみていきたい。
委員長	第7期台東区障害福祉計画では146ページに当たる。児童発達支援と放課後等デイサービスと、どちらも増加を見込んでいるが、これが現状の増加傾向と整合性が取れているか、今は判断が難しいとは思う。場合によって、想定以上のサービスが必要となる傾向もあるため、注視してもらいたい。 資料9の3ページ、4 福祉施設から一般就労への移行等(1)年間一般就労者数の状況について。内訳表内の就職者合計が31人となっており、離職者合計は16人となっている。これは、令和5年度就職者のうち、これだけ離職があったということか。その場合、離職率が50%程度となり定着率は良くないように読み取れる。数値の読み取り方について補足を。
障害福祉課	令和5年度就職者の内数ではなく、就労支援室の登録者全体から集計したもの。

(3) その他

委員	1点目、災害時における、視覚障害者のための音声案内について。自宅周辺に避難場所が指定されているが、出先の場合は避難場所の把握が難しく、音声案内の対応をして欲しいと以前意見したことがある。対応は進んでいるか。 2点目、行政で行うスマートフォン等利用にかかる講座について。様々計画されており、何回か参加している。ただ、機器を持たないことには勉強のしようがない。スマートフォン等を日常生活用具給付等の対象にできないものか。
障害福祉課	1点目、災害時における音声対応のハザードマップについては、危機・災害対策課及び障害福祉課で担当となる予定。特に国が音声対応を進めているため、研究中の段階。音声による避難所への誘導は、他自治体の状況を調べているところ。点字ブロックに音声認識を行う二次元コードを貼付するなどの事例もある。台東区では、ことばの道案内という音声による道案内事業を推進しているため、応用・活用できるか検討中。しかし設備を整えることは時間が必要で難しいこともある。支援を必要としている旨が一目で分かるヘルプバンドナを活用する自治体もある。区で用意ができれば、共助を助長するという意味でも災害時の支援ができるのではと考えている。

委員	検討を進めていることは理解した。ただし当事者が入らなければ、机上の空論のことも多い。当事者も含めて検討をして欲しい。
障害福祉課	2点目、スマートフォン等にかかる講座については、参加いただきありがたい。日常生活用具給付等は国から基準が示されているため、対応は難しいと考える。一方、障害者に限ったことではなく情報格差の解消という観点で、高齢者に対しスマートフォン等の補助を行う自治体もある。関係所管と情報を共有し、対応が可能か研究したい。
委員	講座の実施は良い取り組みだが、スマートフォン等を持たない層に対して講座を開くだけではどうかと思っている。視覚障害者は読み上げアプリ等を利用して情報を得るため、通信だけでなく道具として使用する。他の道具には支援があるため、道具として捉えて欲しい。
委員長	実災害時の対応について検討事項の報告があり、先進的な取り組みが必要と感じた。具体的には第7期台東区障害福祉計画68～69ページの取り組み。避難行動要支援者名簿の作成は完了、個別支援計画を作成する段階だが、個別のニーズにどう対応するか。視覚障害者が必要とする支援について、計画を推進するということではいかがか。これまで、個別支援計画について議論・情報交換の機会がなかったように思う。
障害福祉課	対象者への調査などから現状は把握している。個々に状況の違いもあるため、特性等を把握しながら検討を進めたい。
委員長	個別支援計画の質が今期の課題と考える。